

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	<p>受注者は、下請負人については県内業者（県内に主たる営業所を有する者）を使用するものとする。</p> <p>ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所（局）長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。</p> <p>なお、適切に施工できる県内業者がいない特殊な工事やむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面（様式-1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>注）準県内業者を県内業者と見なす場合には、前年度の冬期の除雪業務に関する契約書の写しを添付すること。</p>
1	1	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	7	<p>「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第16条に基づき、次の事項を義務付けることとする。</p> <p>(1) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日（概ね2ヶ月以内）までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、調査票等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.html)からダウンロードすること。</p> <p>(2) 受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。</p> <p>(3) 受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案)」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びかぶり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、年1回現場調査を行い、発注者に報告を行わなければならない。</p>
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	7	<p>受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、監督職員が指示した場合は、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」（(一財)日本建設情報総合センター）に、当該工事に関する必要な情報を登録すること。</p> <p>また、受注者は、工事完了後速やかに、同 削除 源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。</p> <p>なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。</p> <p>追-1 島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理しなければならない。</p> <p>追-2 1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。</p> <p>なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。</p> <p>2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」（様式-2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。</p>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-23	施工管理	8	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。</p> <p>【導入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定し自らの負担で調達する。 導入できる使用機器は、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。 URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 その他、国土交通省大臣官房技術調査課通達の「デジタル工事写真の黒板情報電子化について(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)」の運用に準ずる。
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	8	<p>受注者は、当該工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。この研修・訓練等に割当てる時間は、月当たり1回で半日以上、又は、月当たり数回に分けて実施する場合はその合計時間が4時間以上であること。</p>
					11	<p>受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、速やかに発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。</p>
					追-1	<p>受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。 工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。

追記

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項												
1	1		追加	建設機械賃料の積算について		<p>1. 受注者は、以下に示す機械賃料について、発注者の積算単価(賃貸期間が1ヵ月以上となる場合の長期割引率を適用した単価)と乖離があった場合に、単価の変更について協議の発議を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラッククレーン ・ラフテレーンクレーン <p>2. 受注者は、協議に当って、賃料単価が乖離していることを示す根拠資料(工程表、実際の費用が分かる資料)を監督職員に提出すること。</p> <p>3. 工程表により、対象機械が1ヵ月未満の短期利用となることが確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p> <p>4. 実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、発注者の積算単価との乖離が確認できない場合は、設計変更の対象としない。</p>												
1	1		追加	法令・施設台帳等の作成	【土木】 【港湾】	<p>受注者は、下記に示す公共土木施設については、以下のURLに掲載する「島根県公共土木施設維持管理システム法令・施設台帳等作成マニュアル【受注者用】(島根県土木部)」(以下「法令・施設台帳等作成マニュアル」という。)により法令・施設台帳等(以下「台帳」という。)を作成するものとする。</p> <p>URL「https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/rokyuka/manual.html」</p> <p>1. 対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>施設種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路</td> <td>橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等</td> </tr> <tr> <td>河川・海岸</td> <td>水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等</td> </tr> <tr> <td>港湾</td> <td>港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)</td> </tr> <tr> <td>砂防</td> <td>砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等</td> </tr> <tr> <td>都市公園</td> <td>公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 台帳作成</p> <p>(1) 受注者は、1に規定した分野の工事について台帳作成の対象となる施設を監督職員に事前に確認しなければならない。</p> <p>(2) 台帳は、新設または改良(修繕)した施設に対して、施設ごとに作成する。</p> <p>(3) 台帳の作成種別は、工事の内容により、新規・更新(修正)の2種類になる。</p> <p>(4) 台帳は、工事完成図書電子納品の一部分として作成する。</p>	分野	施設種別	道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等	河川・海岸	水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等	港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)	砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等	都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)
分野	施設種別																	
道路	橋梁、トンネル、法面、舗装、附属物(標識等)、シェッド、大型カルバート等																	
河川・海岸	水門、樋門、陸閘門、排水機場、護岸、河川情報管理施設、ダム施設等																	
港湾	港湾施設(外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)																	
砂防	砂防施設、地すべり施設、急傾斜施設、雪崩施設等																	
都市公園	公園施設(土木施設、遊具、建物、設備等)																	
1	1		追加	法定外の労災保険の付保		<p>受注者は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p> <p>については、工事請負契約書第53条(火災保険等)に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものを提示すること。</p> <p>但し、「機械設備工事」及び単価適用日が令和2年9月30日以前の農林水産部(農村整備課、農地整備課)が所管する建設工事を除く。</p> <p>※「機械設備工事」とは、建設工事積算基準 第IV編 機械設備及び第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備(電気通信設備は除く)により工事費の積算を行うものをいう。</p>												

追記